

# 熊本県訪問看護ステーション管理者会会則 案

## 目的

この会は管理者として自己研鑽と資質の向上を図ると共に  
管理者間の連携強化に努め、訪問看護の事業発展に寄与す  
ることを目的とする

## 活動内容

1. 情報交換、学習、研修、研究活動を行う
2. 訪問看護ステーションの広報活動を行う
3. 訪問看護ステーションのリスクマネジメントを行う  
(感染・医療事故・災害 等)
4. 地域包括ケアシステムの構築に貢献する

## 会則

1. 会に次の役員をおく  
代表 1名 副代表 2名 (1名は熊本市より選出)  
各ブロック代表 (7名)
2. 役員は管理者の中から互選され、任期は1年とする。  
代表の任期は3年とし、各役員は再任されることができる。  
ただし代表が必要と認めた場合、特別委員会を設置することが出  
来る。人選及び任期については、役員の承認のもとに決定する。
3. 開催日

年2回 3月と8月（場合によってはずれることもある）

（基本）開催月の土曜日とし日程は代表・副代表の協議の上決め  
通知する

時間 10：30～12：30

場所 熊本県医師会館

4. 会議及び従事者研修会の役割と担当はブロックの持ち回りとする
5. 年1回訪問看護従事者研修会を施行する
6. 活動内容は、熊本県訪問看護ステーション連絡協議会会長に  
代表が報告する
7. 事務局を熊本県医師会におく

この会則は平成8年8月17日から施行する

附則 この会則は平成10年4月1日から施行する

附則 この会則は平成12年4月1日から施行する

附則 この会則は平成14年8月17日から施行する

附則 この会則は平成16年4月1日から施行する

附則 この会則は平成27年4月1日から施行する

附則 この会則は平成29年4月1日から施行する